新型コロナウイルス感染症に係る相談・医療提供体制(案)

令和2年2月3日福祉保健局

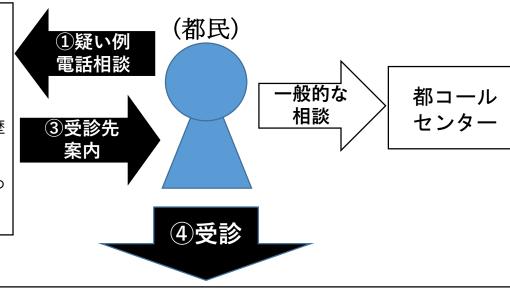
○ 相談・医療提供体制を強化

【都・特別区・八王子・町田市保健所】

帰国者・接触者電話相談センター

<疑い例の定義(以下のⅠ及びⅡを満たすもの)※>

- 「 発熱(37.5℃以上)かつ呼吸器症状を有している
- Ⅲ 発症から2週間以内に、以下の(ア)(イ)の暴露歴のいずれかを満たす。
- (ア) 武漢市を含む湖北省への渡航歴がある。
- (イ) 「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ 呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。
- ※令和2年2月3日時点



(非公表)帰国者・接触者外来

【感染症診療協力医療機関】 約80病院



保健所経由で遺伝子検査

②調整



陽性の場合

【感染症指定医療機関】12病院

- 特定感染症指定医療機関 1病院4床 (国立国際医療研究センター病院)
- ・第一種感染症指定医療機関 4病院8床 (都立駒込・都立墨東・公社荏原・自衛隊中央病院)
- ・第二種感染症指定医療機関 10病院106床 (都立駒込・都立墨東・公社荏原・公社豊島など)

【感染症入院医療機関】約190医療機関

(うち55病院は診療協力医療機関を兼ねる)

を活用しつつ、これに加えて 感染症診療協力・指定・入院医療機関でない

【指定二次救急医療機関】

(参考) 指定二次救急医療機関数 241医療機関

にも、入院を要する患者の受入を要請

上記の体制については、関係機関と必要な調整の上、今週末を目途に立ち上げる

